

厚生労働大臣の定める掲示事項

基本診療料／特掲診療料の施設基準の届出について

- 当院では以下に関する施設基準の届出を行っております。

人工腎臓	外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）
導入期加算 1	外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ） 8
透析液水質確保加算	腎代替療法診療体制充実加算
下肢末梢動脈疾患指導管理加算	

施設基準等に関する掲示事項

一般名処方加算について

現在、一部の医薬品について供給が不安定な状況が続いております。医薬品の供給が不足した場合には、治療計画の見直し、採用薬剤の変更等をさせていただき、その際には十分な説明を致します。

外来の処方せんでは、特定の「商品名」を指定するのではなく、薬剤の有効成分の名称をもとにした一般名処方を行う場合があります。

一般名処方によって、特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。ご不明な点がございましたら、当院職員までご相談ください。

「個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書」の発行について

当院では、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行することとしており、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、同様に無料で発行いたします。明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出下さい。

2026年6月1日
医療法人社団愛和会
熊の前腎クリニック